

令和2年4月9日
健康福祉部薬事衛生課
(帰国者・接触者相談センター・外来に関すること)
担当：宮本、神庭、野村
TEL：0852-22-5254、0852-22-6532
健康福祉部健康推進課
(一般相談窓口に関すること)
TEL：0852-22-5328
担当：岩野

新型コロナウイルス感染症に係る 帰国者・接触者相談センター及び一般相談窓口の開設時間変更について

県では、新型コロナウイルス感染症の県内発生を受けて、以下のとおり相談窓口の開設時間を延長します。

4月10日より、相談窓口の開設時間を延長

○県内発生に伴い、「帰国者・接触者相談センター」「一般相談窓口」とともに、相談窓口開設時間を延長します。

区分	帰国者・接触者相談センター (県内各保健所)	一般相談窓口 (県内各保健所・健康推進課)
従来(発生前)	平日 8:30~17:15 ※緊急時は時間外対応あり	平日 8:30~17:15
4月10日から (県内発生後)	全日 8:30~21:00 ※緊急時は時間外対応あり	全日 8:30~21:00

<帰国者・接触者相談センター>

○以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方。
(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様です。)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

○以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

- ・念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

- ・小児については、現時点では重症化しやすいという報告はなく、目安どおりの対応をお願いします。

<一般相談窓口>

○上記以外の健康に関する相談をお受けします。

2. 相談窓口専用電話番号（変更なし）

	帰国者・接触者相談センター 専用電話番号	一般相談 専用電話番号
松江市・島根県共同設置 松江保健所	0852-33-7673	0852-33-7638
雲南保健所	0854-47-7778	0854-47-7777
出雲保健所	0853-24-7028	0853-24-7017
県央保健所	0854-84-9812	0854-84-9810
浜田保健所	0855-29-5970	0855-29-5967
益田保健所	0856-31-9512	0856-25-7011
隠岐保健所	08512-2-9600	08512-2-9900
県庁健康推進課		0852-22-5842 (FAX 0852-22-6328) 聴覚等に障がいのある方は FAX をご利用いただけます。

※厚生労働省の相談窓口は以下のとおりです。

電話相談窓口

電話番号 0120-565653

受付時間 9時00分～21時00分

※県内市町村にも「一般相談窓口」の開設をお願いしております。